

骨子案に対する意見等への対応について

区分欄は、Aは検討会の委員から意見があったもの。Bは事務局の調整等により見直しを行うもの。

全体や体系等について

NO	区分	章	意見の内容	対応案
1	A	全体	「～しなければならない」と書く場合は、「いつまでに、どのような方法で」などの具体的な規定が必要ではないか。	次の考えから修正していない。 具体的な達成期限(目標)や手段は、条例に規定するのではなく、行動計画の中で、定めていきたい。」
2	A	全体	産業が振興するとともに、防災文化づくりに寄与するような仕組みが取り入れられないか。	次の考えから修正していない。 産業の振興の側面は、防災文化づくりを進めていくなかで、考える問題と受け止めている。条例の中に記載する内容があれば具体的に指示いただきたい。」
3	A	全体	今回は県民の意識の高揚と教育が主な目的と考えれば、当面はこの程度の内容・トーンで良いと思う。ただし、何年か何十年か後に見直すときが来ると思う	ご意見として受け止める。
4	A	全体	骨子案の課題部分の内容に意味があると思う。これは何かの形で県民の目に触れるのか。(内容・表現は検討するとして)。	骨子案に、解説文としてつける予定。
5	A	全体	すぐにできるか、実施するかは別として、経済的・技術的に対応が困難なことでもできるだけ、条例に表現して理解を頂くほうがよいかと思う	必要な項目があれば、解説文の中で書いて理解を求めていきたい。
6	A	全体	地震災害対策を体系的に構造化し、時間経過に応じた対策項目の比重の変化などを配慮することを示す条文が必要ではないか。災害対策のステージ(stage)を設定し、それぞれに必要な重点施策の変化の視点を明示する条文を設けることはどうか。	次の考えから対応は困難と考える。 備え、地震発生時、応急復旧、復興の各ステージにおいて必要となる対策を全て洗い出すことは困難であり、その対策を各ステージに明確に分けることも難しい。また、実際の地震災害においては、対策の進捗の状況や実際の被害の大きさによっても、自助、共助、公助の役割の比重が違いため、対応は困難である。」
7	A	全体	「自助・共助・公助」という3分類は、キャッチコピーとしてはよいかもしれないが、もう一つしっくりこない。なかでも、共助が自主防災組織に強く結びつくようで疑問を感じる。ただし、現在まで普及してきた言葉なので、修正は難しいと思うが、工夫は必要。自分は、相互救助・救援のように考えているが、これと自主防災組織と結びついた共助との違いは、前者はあくまで個人の自発的行動を基礎にしているのに対して、後者はあたかも自主防災組織が救助・救援の主体となるようにされるからだと考える。個人が他人への配慮としての救助・救援を共助と捉えることが個人の権利を基点においたときに違ってくるのかな、と思っている。具体的には、ブロック塀の補強などは共助と考えることになる。	意見を受けて修正したい。 共助には、事業者における地域の救助活動への協力や食料等の提供、施設の開放などもあるので、第1章第3の基本理念の(2)の共助の主体に、事業者等を追加したい。あわせて(3)にも事業者等を追加したい。共助を、さらに広く位置づける必要があるかどうかは、検討いただきたい。」(関連項目 22)
8	A	全体(骨子案の言葉の使い方について)	骨子案では、やわらかい表現で作成しているが、条例化の際にも、できればこのままにしてほしい。	次の考えで対応したい。 語尾については、検討会として方針を出していただければ、ですます調とすることは可能。語句については、条例上、厳密に記載しなければならない部分はしかたがないが、可能な範囲で努力したい。」
9	A	全体	市町村の役割については記載があまり見られないが、不用なのか。	次の考えから修正していない。 平成11年7月の地方自治法の改正により、県の条例で、市町村に責務を負わせたり、新たな事務を生み出すことが記載できなくなったため、災害対策基本法に規定される範囲内で市町村の役割を記載している。個別の対策では、市町村の役割が多くあるので、骨子案のなかでは、県との連携という形で記載している。」
10	A	全体	第1章第7で初めて市町村の役割が出てくるが、この他の部分では具体的な表現が殆ど無い。県民への関与が薄いのか。	
11	A	体系	社会的弱者、要援護者の方たちの部分を第9章にまとめて表現するのか、それとも、それぞれの章の災害事象ごとに、入れていくのか。	次の考えから修正していない。 災害時援護者の個々の特性によって、地震発生時に必要とする支援の内容が違い、また、地域の実情によっても、支援できることが違いため、一律に規定することは困難であることから、災害事象ごとに規定していない。第9章のなかで、新たに規定すべき内容があれば具体的に指示いただきたい。」
12	A	体系	健常者ばかりの話をくくっているような感じがするので、災害時要援護者の方に対するの文言がもう少し欲しいという感じがする。	
13	A	体系	条例の特徴にもなると思うので、要援護者に関する生命、身体を守るための対策項目は別途、章を立てることも検討してはどうか。	意見を受けて次のように修正したい。 災害時援護者の命を守るためには、地域での支え合いの仕組みづくりを進めていくことが重要であり、その意味からも、第9章の「震災に強い人や地域づくりを進める」としてまとめることが適当と考える。ただ、複数の条で構成しており、分かりにくいので、第9章に「災害時要援護者への支援等」という節を設けたい。」
14	A	体系	2章、3章については、まず、生命、身体を守ることを優先する考え方が示されていて、県民に理解されることが重要である。たとえば、「第2章 揺れの被害から生命、身体を守り、その被害を防ぐ」第3章 大津波から生命、身体を守るために逃げる」などにできないか。	骨子案の体系は別紙のとおり修正させていただいたが、なお、検討会で検討いただきたい。
15	A	体系	建物の予防というのは最終的に命を守るということにつながるわけなので「揺れの被害から命を守る」という表現ではだめか。	
16	A	体系	できるだけ統一した言葉にし、全体の流れを時系列的に出してみた。 第1章 総則 第1 趣旨、第2 定義、第3 基本理念、第4 県民の役割と責務、 第5 事業所の役割と責務、第6 県の役割と責務、 第7 市町村の役割と責務 第2章 震災に強い人や地域づくりを進める 第3章 各種災害発生から命を救う知識、技術の習得作りを進める 第4章 大津波災害対策を進める 第5章 出火災害対策を進める 第6章 土砂災害対策を進める 第7章 その他の災害危険対策を進める 第8章 被災者生活支援対策を進める 第9章 震災からの復興対策を進める 第10章 総合的な南海地震対策を進める	
17	A	言葉の使い方について	「言葉の使い方について」の表は、骨子案の説明文のどこかに付けるのか？誤解を招かないためには付ける方がよいのではないか。	骨子案に言葉の使い方の説明をつける予定。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
第1章 総則				
18	A	1-1	「…復興までの対策(以下 南海地震対策」という)を総合的かつ計画的に行うため…」という表現は、総合的という言葉は、対策の実体を修飾すべきであるので、復興までの総合的対策を計画的に行うため…」としてはどうか。	意見のとおり修正したい。
19	A	1-1	県、県民及び事業者等の「責務や役割」について、権利を基点とするという趣旨からすると、役割の中には広く考えると権利を含むことから、「役割や責務」と順序を変えてはどうか。	意見のとおり修正したい。 「責務や役割」を「役割や責務」に修正。
20	A	1-1	文言「震災に強い」は具体性に欠けていないか、話し言葉ではないか。	次の考えから修正していない。 「震災に強い地域社会とは、県、県民、自主防災組織、事業者などが、この条例をよりどころとして取り組みを進めていくことで、実現する社会を概念的な言葉で表現したもので、第1章第3の基本理念にもつながるため、具体的な表現になってくると一言で表せなくなる。国の防災基本計画では、「地震に強い」という言葉が、また、各自治体の地域防災計画では「震災に強い」という言葉が使われているが、他に適切な表現があれば、具体にご指示いただきたい。」
21	A	1-1	必要な基本的事項を定めるものです。」の「基本的な」は不要ではないか。	意見のとおり修正したい。 「必要な事項を定めるものです。」と修正。
22	A	1-2	この規定が「共助」の中心に据えられることに違和感を持つことを指摘してきた。その理由は2つの点にあると思う一つは、共助への疑問である。二つは、町内会、自治会等を地方自治体、条例などに書き込まないことと同じ理由である。自発的で自治的組織を法令に書き込むことが公的組織への編入され、介入、規制の恐れがあるからである。(言葉の問題か、組織形態の問題か、はまだ、整理できてないが。)	次の考えから修正していない。 「地震発生時には、公的機関も被災し、被災地全域に救助等が行き渡らないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になる。発災時には、個人としても、初期消火や避難誘導、救護などの活動を行う必要があるが、被害を最小限にとどめるためには、平常時において、活動に必要な知識や技術を身に付け、資機材を準備するなどの備えが重要であるが、その取り組みは、組織的に行うことが効果的である。この中心となるのが、自主防災組織であり、共助のうちでも、中心的な役割を担うものと考えている。」
23	B	1-2	(4)耐震安全性」は、「耐震性」という表現で十分でないか。	適切な表現に修正したい。 「耐震安全性」を「耐震性」に修正。
24	A	1-2	要援護者の定義の中に、妊産婦を追加すべきではないか。	意見のとおり修正したい。 「定義の中に、妊産婦を追加。」
25	A	1-3	基本理念の文として、以下のような案はどうか。 (1)県民は、南海地震という大災害に遭う中で、生命、身体を守ることを権利とし、その権利を放棄するべきものではないことを認識し、それを自らで保持することを基本に「自助」の取り組みを進めること。 (2)県民は、生命、身体、財産の権利が保持されるように、日ごろから可能な相互救助・救援を準備し、地震発生後に直ちに対応できるように「共助」の取り組みを進めること。	検討会で検討いただきたい。
26	A	1-3	(1)の2～3行の「安易にその権利を……」の表現はきついと思う	
27	A	1-3	条例の基点に県民(在住者、滞在者、旅行者などを含む)の生命、身体、財産を守ることを権利として保障することにおく、それは、先行の条例などで県民の責務を条例の基点とすることの違和感と県民の責務を県、事業者、近隣組織の責務と並列することは、条例の真の目的等を曖昧にするし、構造的体系も難しくすると考える。	
28	A	1-3	生き抜くというふうにと書くと、ほとんど死んでしまうんじゃないかという感じにとられるので、「生き抜く権利」を「自らの生命、身体及び財産を守る権利」と(趣旨)の記載と合わせてはどうか。	
29	A	1-3	「公助」が後ろに隠れすぎではないか。三位一体を進めるとい書き方ではどうか。	検討会で検討いただきたい。
30	A	1-3	5行目「行政」という言葉がいきなり出てきたので違和感がある。	次のとおり修正したい。 「行政」という言葉は、一般的には、国や県、市町村などの機関を表す。骨子案では、防災関係機関の定義を、「市町村、国、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者」としており「行政」と重複するため、「行政」を「県」に修正したい。」
31	B	1-3	NPO法人は、特定非営利活動促進法の範囲の中で活動を行うものをいう法人格をもたない非営利の団体もある。「NPO」という表現は、他の条例でも用いていない。他の条例では「社会貢献活動団体」という用語が使用されているが、それでどうか。	次のとおり修正したい。 「NPO」を「社会貢献活動団体」に修正。
32	B	1-3	「防災文化」という言葉はイメージが伝わらないため「防災を習慣」という言葉にできないか。	次のとおり修正したい。 「全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていくこと。」
33	B	1-4	地震に関する知識の習得などは日頃からの取り組みであるため、「日頃から」と入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「地震に関する知識の習得」の前に「日頃から」を挿入。
34	A	1-5	事業者の責務として、「身体を守り」を「身体を守ることは勿論、その事業者の施設・資機材等による県民等への災害を防止し」を追加してはどうか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「事業者には、他の者に危害を及ぼさないようにする努めがあるので、第9章第2の事業者の備えに「(8)木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理」を追加した。なお、責務とするかについては、検討会で検討いただきたい。」(関連項目 108, 109)
35	A	1-7	「基礎的な地方公共団体」とは聞き慣れない言葉だが。	次の考えから修正していない。 「地方自治法2条2項「市町村は、基礎的な地方公共団体として～」とあり、また災害対策基本法第5条でも使われている言葉であり、他に適切な表現もないため、修正していないが、他に適切な表現があれば、具体にご指示いただきたい。」
第2章 揺れによる被害から命を守る。				
36	A	2	揺れによって建物がつぶれる、そのため死んでいくということをもっと前面に出したほうがいい。	次の考えから修正していない。 「骨子案本文の中での表現は難しいので、解釈文の中で具体的な数字などもあげながら表現したい。」

NO	区分	章	意見の内容	対応案
37	A	2	建物の耐震化を進めるためには、一人ひとりが、耐震化の必要性や重要性を受け止めることが重要であり、そのためには、減災対策委員やパトロール隊といったような地域を回って指導するシステムが必要ではないか。	次の考えから修正していない。 建物の耐震化を進めるためには、対策が必要な人に、直接、声掛けをすることは、効果的だと考えるが、命を守るための重要な対策としては、耐震化以外にも、ブロック塀や家具などの転倒防止、避難訓練への参加など、様々な備えが必要である。その推進にあたっては、新たに個別の仕組みを作るより、自主防災組織の活動を活性化の中で、専門的な知識を持つ人材を活用しながら、自主防災組織のみならず、取り組みを進めていくことが効果的と考えている。このことから、第9章第9に「人材の育成や活用」を盛り込んでいる。」
38	A	2-1	耐震改修について、一部分の補強、また昭和56年以降に建てられた建物であっても、平成12年までは筋かいの固定が義務化されていなければ耐震診断を受けさせ、強度不足であれば部分的な補強をさせ補助金の対象とするぐらいの柔軟な対応支援をしていくことが、耐震補強につながる建物倒壊による被害を抑えることになると思われる。	次の考えから修正していない。 阪神・淡路大震災等では、建築基準法が大幅に改正された昭和56年以前に建築された建物が、多くの被害を受けていることから、県では、昭和56年以前の木造住宅を対象に、診断、改修の助成制度を設けている。また、ご意見のあった一部分の補強や、56年以降の建物の耐震化の支援については、効果や費用などから、現時点では、対応が難しいと判断している。骨子案においても、所有者が、昭和56年以前の建物の耐震化を行うよう強調している。」
39	A	2-1	耐震住宅済みの家屋には、誰が見てもわかるように、ステッカーをはるようにする。	次の考えから修正していない。 耐震化済みの家屋にステッカーをはることは、耐震化につながるかどうか判断がつかないので、条例事項でなく、対策のひとつとして、今後、検討していきたい。」
40	A	2-1	既存建築物の所有者に耐震化を行うよう求めているが、所有者以外にも管理者や占有者などがあり、また所有者のなかにも、個人、事業体、事業主の場合があるが、すべて「所有者」だけで記載するのかが。	次の考えから修正していない。 仮に所有者以外の者が耐震化を行うとしても、所有者の承諾無しに行われることは想定できないため、「所有者」だけで記載している。また、所有者の個人や事業者等の違いによって条文の内容が変える必要はないと考えている。」
41	A	2-1	耐震診断は、通常は、所有者が直接行うのではないので、「行う」という表現よりも「受け」という方がよいのではないか。	次のとおり修正したい。 耐震診断を行い」を「耐震診断を受け」に修正。
42	A	2-1	3項「応急救助活動の拠点」の意味が分かりにくい。応急、復興などの政策的意味の違いはないか。	次のとおり修正したい。 「公的な役割を担う機関では、地震発生直後からの活動が行えるよう、建物の耐震化を促進を求めたものであるが、分かりにくい」と指摘であるので、「応急救助活動の拠点」を「災害対応、医療救護、救出・救助等の活動拠点」に修正したい。」
43	B	2-1,2-2,2-3	第2章第1第4項、第2第4項、第3第3項はそれぞれ県を主語とした同様の規定だが、記載の仕方がばらばらになっている。	文言を整理したい。
44	A	2-1,2-3	骨子案の所有者に「事業所」も含むことを明記した方がよいと思う	次の考えから修正していない。 所有者の中には、県民だけでなく、事業者も含んでいる。骨子案の記載で分かりにくい場合は解釈文で説明したい。」
45	A	2-2	落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動を・・・とあるが、県民に関する規定、目的を規定しているので、その手段や方法を具体的な例示を含めて規定すべきではないか。	次の考えから修正していない。 揺れから身を守る行動には、様々なものがあり、個々の状況によっても、対応が違ってくるため、具体的に記載すると、逆に、誤った判断となるケースも有りうる。このため、具体的に身を守るための手段は、啓発によって周知したい。」
46	A	2-2	県民、事業者の部分にヘルメット等安全具の常設を入れてはどうか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「ヘルメットは、避難を円滑にするための用具の一つであるため、第9章第10の(4)を「避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備」と修正し、具体的内容は、解説文で説明したい。併せて、第20の(4)にも、同じ項目を追加したい。」
47	A	2-2	第1項「自ら」に社員も含まれるのでは。	次のとおり修正したい。 事業者には、様々な業種があるため、店員や社員というように具体的に表現すると、特定した読み方をされるため、「自らや来訪者、施設利用者等」を「自らや事業所内の人」と修正したい。以下、同様の意味のものは、「事業所内の人」と表現を統一したい。」
48	A	2-2	第2項「店員」という言い方に抵抗があるので、「社員」ではどうか。(第3章第3も同様)	次のとおり修正したい。 事業者には、様々な業種があるため、店員や社員というように具体的に表現すると、特定した読み方をされるため、「自らや来訪者、施設利用者等」を「自らや事業所内の人」と修正したい。以下、同様の意味のものは、「事業所内の人」と表現を統一したい。」
49	A	2-3	「日頃から、地域の危険性の把握に努めなければいけません。」とあるが、県民は、危険箇所の把握に努め、把握したときに県に連絡するボランティアを配置してはどうか。また地区にたとえば危険パトロールボランティア的な人を配置し、危険箇所を発見した場合、連絡ボランティアに知らせる。自分の命は自分で守る、その延長は、自分たちの地域は自分たちで守ることであるので、日頃から小さなことからやっていくことが、大きな災害を出さないことにつながると思う	次の考えから修正していない。 第2章第3では、屋外で転倒や落下の危険がある物から命を守るために、県民一人ひとりが、地震時に、的確な行動がとれるようあらかじめ、どういった所が危険かを意識し、知っておくことが重要であることを理解してもらうために、規定している。地域の危険箇所の把握は、個人では難しい場合もあるので、自主防災組織の活動の中で、取り組むよう第9章第3に規定しているし、その活動においては、専門的な人材を活用していくことも必要となってくるため、第9章第9には、人材の育成や活用することを規定している。なお、具体的に、ボランティアをどのように自主防災組織の活動の中に、活かしていくかは、今後、対策として検討していきたい。」
50	A	2-3	「危険工作物」について、ある程度の定義が必要ではないか。	次の考えから修正していない。 同項目に必要な定義を記載しているが、記載が不足しているのであれば、具体的に指摘いただきたい。」
51	B	2-3	屋外における危険工作物等としてあげられるものとして「屋外広告物」も数が多いので追加してはどうか。	次のとおり修正したい。 窓ガラス、外装材等の」を「窓ガラス、外装材、屋外広告物等の」に修正。
52	A	2-3	第2項「地域の危険性の把握」というのは、条例の条文にするときには、いい言葉ではないのではないか。	次のとおり修正したい。 「地域の危険性」を「地域の危険箇所」に修正。
53	A	2-4	「被災建築物及び宅地」だけではなく道路、橋梁、港湾施設等各種構造物もあると思うが、これについてはどこかに記載があるか。又は国土交通省の仕事になるのか。県の物もあるならば記載が必要では。	次の考えから修正していない。 この項目は、人の出入りする場所について行う応急危険度判定を記載した部分なので、ご意見の趣旨は第5章第2「危険箇所の巡視等」で記載している。」
54	A	2-4	応急危険度判定には、事業所の工作物も含むか。	次の考えから修正していない。 応急危険度判定は、人の出入りする場所について行うのが原則で、事業所の工作物は、事業者者みずからの責務で行っていただくこととなるため、含んでいない。」
55	B	2-4	応急危険度判定について、県が直接応急危険度判定を行うくみは無いため、「自らも応急危険度判定を行います。」と記載できない。	次のとおり修正したい。 「応急危険度判定(略)に協力するとともに、自らも応急危険度判定を行います。」を「応急危険度判定(略)の支援を行います。」に修正。
56	A	2-4	応急危険度判定の「実施体制」とあるが、実体が見えないので具体的に書けないか。	次のとおり修正したい。 「あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。」と表現を修正。」

NO	区分	章	意見の内容	対応案
57	A	2-5	“地震の揺れ”のあとに、“地盤の液化化及び津波”という言葉に記載する方がよいと思う また、土木施設等の点検や改修について“必要に応じて”と言う表現になっているが、他とトーンが違う。財政状況を加味しての話と思われるが、最後に“努めます”でなので“出来ないことは仕方がない”との解釈でよいのではないか。（必要に応じて”は取る）	事務局で検討させていただきたい。 関係課が多数にわたる調整が必要であるため時間をいただきたい。」
58	A	2-5	公共土木施設等の耐震予防対策について、具体的な内容は、行動計画に盛り込むという事務局からの説明があったが、具体化の手順も書けないか。	次の考えから修正していない。 行動計画については、第10章として追加で提案させていただいた。具体の対策については、行動計画の中で考えていきたい。」

第3 大津波から逃げる

59	A	3	観光客などのよそから来た人の問題は、基本的には県民に対する避難の標識の整備ということで、条文で観光客に対して特別に規定する必要はないんじゃないかと気がする。	次の考えから修正していない。 骨子案では、観光客は居住者等に含めているが、骨子案では観光客に対して特別の規定は設けておらず、県民、事業者等と同じ対応としている。」
60	A	3	津波の避難を発動する一次情報は、強い揺れと断定してもいいのではないか。	事務局で検討させていただきたい。 南海地震による津波は、必ず大きな揺れが伴うかによって、骨子案への規定のしかたが変わってくるので、検討させていただきたい。」
61	A	3	過去の震災でもあったことだが、自分で安全な場所を確保したあとに、行政に対してSOSをアピールしないと、救援物資が届かないということを知ってもらう必要があるのではないか。	次の考えから修正していない。 地震発生直後、県や市町村等では、被災者の状況を、詳細に把握し、対応していくことができない場合もある。このため、支援を必要とする人からの求めていただくことも必要であるが、条例事項でなく、広報や情報提供で対応できると考えている。」
62	A	3-1	“何人”という言葉がこだけ出てくるが。	次のとおり修正したい。 “何人も、海岸附近又は河口附近にいるときは”を“海岸附近又は河口附近にいる者は”に修正。
63	A	3-1	津波からの避難意識を持つようにしなければいけないとあるが、“避難意識”とは何か。	次の考えから修正していない。 様々なことに意識を持っておく必要があるので、解説文の中で説明したい。」
64	A	3-1	“原則自動車を使わず”は何となくしっくりこない。“自主防災組織活動の検討結果による方法で”程度でどうか？（地域の状況に応じたやり方を検討して頂くと言う方向で）	検討会で検討いただきたい。
65	A	3-1	1項での“原則自動車を使わず”まで、条例にかけるほど、一般原則化してよいのか。	
66	A	3-2	津波避難計画の作成への住民参加の意義をもっと積極的に書き込んでほしいのではないか。	次のとおり修正したい。 津波避難計画の作成に住民参加する必要性を理解してもらうため、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、避難路、避難場所、避難方法を確実に確認するため、”を追加。併せて、1の自主防災組織が津波避難計画を作成する必要性を理解してもらうため、地域の居住者等が津波から円滑に避難できるように”を追加したい。」
67	A	3-3	“津波避難訓練の実施等”の事業者に学校も含むという記載で、学校を入れるようにしてはどうか。	次のとおり修正したい。 第1章第2の事業者の定義に、学校を含むことを明記。」
68	A	3-3	条例において、自主防災組織を県民、事業者、県、市町村と同等の役割で規定することへの疑問があるが、津波避難訓練の主体は、自主防災組織以外の選択肢はないのか。	次の考えから修正していない。 津波避難訓練や地域の津波避難計画の作成・見直しは、県民個人では困難であること、また自主防災組織と名乗ってなくても、地域で集まって津波避難訓練等を行うのであれば、“自主的に防災活動を行う団体”=自主防災組織と変わらないと言えるため、自主防災組織とだけ記載しているが、具体的な追加案があればご指示いただきたい。」
69	A	3-4	見出しは、“情報提供”よりは“津波、避難に関する広報および情報提供”となったほうが自然ではないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 “広報は、マスコミや広報誌などを利用して、情報を広く知らしめることを意味しており、この項目では、主に、標示物や標識等による情報が中心であるため、“情報提供等”を“情報を入手しやすい環境の整備等”と修正したい。」
70	A	3-4	“情報を入手しやすい環境の整備”の前に“県民、事業者が”を入れないと、県が情報を入手しやすいと読める。	意見のとおり修正したい。 “情報を入手しやすい環境の整備”の前に“県民、事業者等が”を挿入。
71	B	3-4	“非常用放送施設”という表現は、非常時の通報のみしかしない施設のように思われるので、“緊急情報の放送施設”と変えてはどうか。	次のとおり修正したい。 “非常用放送施設”を“緊急情報の放送施設”に修正。
72	A	3-5	もうちょっと踏み込んだほうがいいのでは。例えば緊急避難マンションの場合には空き部屋とトイレも含めて利用できるような協力協定を結ぶことなどの例示は書かないでしょうか。原則はこれでいいけれども、もうちょっと各論まで、具体的まで踏み込んだことを書き込んでほしいのではないか。	次の考えから修正していない。 県民や事業者に協力を求める項目については、現時点で、十分に整理できておらず、また、今後の対策の進捗状況によって、その内容も変わってくることから、条例の中に、具体的に盛り込むことになると限定されてしまうので、対策を進めていく中で、具体的に必要な事項を、協力を求め、協定を結ぶという形で、公助で不足する部分を補っていくよう考えている。」
73	B	3-6	“堤防、防潮堤”とあるが、防潮堤は堤防のひとつである。堤防”に統一するなど整理をしてはどうか。	適切な表現に修正したい。 “堤防、防潮堤”を“堤防”に修正。
74	A	3-6	陸ごうや水門の“維持管理体制”の体制は具体性がないので、点検などがよいのでは。	意見を受けて次のとおり修正したい。 具体的に表現するため、“陸ごうや水門の日頃からの”を“津波の浸入を防ぐため、陸ごうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなど、”と修正したい。」
75	A	3-7	地域外の方が、陸ごうなどを使用したあと開けっ放しにしたりということが起きるので、対策が必要ではないか。	次のとおり修正したい。 第6第2項として“陸ごうを利用する者は、陸ごうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するように努めなければならない。”を追加。」

第4章 火災から身を守る

76	A	4-1	対応でのプライオリティーを消極で書くよりは、積極的な規定にすべきではないか。自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて”を“自らの身の安全や避難を優先的に確保し”ではどうか。以下、同様とする。	次の考えから修正していない。 “出火や延焼を防ぐための行動であり、ご意見のように、自らの身の安全や避難を優先的にすると、消火しなくてもいいとの誤解が生まれる可能性のある記載は避けたい。”
77	B	4-1	“火気の使用を停止し、ガス栓をしめること。”では、火気がガスコンロのみを思い描かせないか。	次のとおり修正したい。 “(1)火気の使用を停止すること。(2)ガス栓を閉めること。”と号を分けて書くこととしたい。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
78	A	4-1	通電後の火災の対策としてブレーカーを落とせと書くと言葉 足らずでは。	次の考えから修正していない。 骨子案のなかで表現することは難しいので、解説文の中や今後の啓発で対応したい。」
79	A	4-1	(2)「電流制限器」という言葉は分かりにくいのでは。	次の考えから修正していない。 「法律上の正式名称のため、電流制限器という言葉を使用し、一般名称の「ブレーカー」と併記する現在の方法で記載したい。」
80	A	4-1	出火や延焼の防止のための行動は他にもたくさんあるので、「(3)その他必要な措置」といった言葉を入れる。	次の考えから修正していない。 「この項目は、地震発生時に火災防止のために何をすべきかを知っていただく目的があるため、行動を具体的に記載する必要がある。出火防止の具体的な行動として県民に広く知っていただく必要がある項目が他にあれば、具体的に指示いただきたい。」
81	A	4-2,3	火災への備え、防火訓練の実施等に 県は市町村や消防と連携して、耐震性貯水槽など消防水利の整備に努め」という表現で含めてはどうか。	次の考えから修正していない。 「消防水利は市町村の業務で、補助金や基準づくりは国の業務であり 県の関与がないため、県主語の記載が困難である。」

第5章 土砂災害その他の危険から身を守る。

82	A	5-1	(2)「河道閉塞による上流の地域の水没」のあとに「及び河道閉塞部の決壊による土石流・山津波等」を追記 (6)「液状化による建築物の倒壊」のあとに「堤防の決壊、護岸・防波堤等の破壊」を記載。または「建築物」のあとに「及び土木構造物」を挿入	意見のとおり修正したい。 「(2)を「河道閉塞による上流の地域の水没及び河道閉塞部の決壊による土石流・山津波等」と修正。 (6)を「液状化による建築物や土木構造物の倒壊等」と修正。」
83	A	5-2	2で、県民は、異常現象を発見したときは、通報するよう努めることとしているが、書き方はこうなると思うが、管理者がどこになるのか分からないことが多いと思う。通報してもらいたい回しにあってほしいよう。管理者が誰かを現地に掲示できるものであれば掲示し、市町村に連絡があった場合に部署が違って受けとめられるような体制づくりも必要ではないか。	次の考えから修正していない。 「すべての構造物に管理者を表記するのは膨大な時間と費用がかかるため困難である。」 意見をを受けて次のとおり修正したい。 被災直後は、行政として、対応すべき事項が膨大にあり、また、通信の途絶等により連絡手段も限られることが想定されるため、各自主防災組織において、あらかじめ地域の危険性を把握するなかで、施設の管理者を知っておき、異常等があった時には、速やかに連絡することが望ましいと思われる。このため、第9章第3、2(2)の「避難路等の把握」を「避難路、通報先等の把握」と修正したい。」
84	A	5-2	県の居住者等への周知と立入禁止等の措置について努力規定でよいのか。だれが権限をもっているのか。	次の考えから修正していない。 被害が広範囲に及ぶことから、全てに対応できる確実性がないため、できる限り対応する」という意味で努力規定としている。」
85	A	5-2	危険物を扱う施設の管理者の例示として、「可燃物」を入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「危険物」という言葉を「転倒等危険物」などで使用しているため、誤解の無いように、「爆発物、有害物質などの」を削除し、「危険物(この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第8号において同様。)」と記載したい。」

第6章 災害から命を救う

86	A	6-1	「救急」の言葉はここでは適切か？	次のとおり修正したい。 適切な表現とするため、「救急、医療」を「医療救護活動」に修正したい。」
87	A	6-1	避難所の設置と運営について、設置はともかくとして、運営は民間が主体になる方がよいとの意見があったと思う	次の考えから修正していない。 避難所の運営では、避難者自らがルールを決めたり、協力したりするなど、運営に携わることが必要である。一方、食料・水・生活物資の調達から、避難者の健康の確保、情報の提供、相談の対応など様々な業務があるため、設置者である行政が、自主防災組織やボランティア等と連携しながら、その役割を果たすべきであると考えられるため、民間主体で運営する旨の規定はしない。」
88	B	6-1	「人命の救助に関連する活動」最優先に行うとすると、並列している項目の中で冒頭の「人命の救助」他の項目より優先するととられるので、表現を工夫できないか。	次のとおり修正したい。 「人命の救助に関連する活動」を「より多くの人命を救う活動」に修正。
89	B	6-1	医療救護活動において、救命できる可能性の高い者から優先してという表現であれば、軽症者が優先されると誤解されるため、適切な表現に修正したい。	次のとおり修正したい。 「トリアージ」に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して・・・」
90	B	6-1	現在、県は応急活動を行うための訓練を行っているが、そのことが第4項に書かれていない。	次のとおり修正したい。 あらかじめの後に「実践的な訓練を行うとともに」を追加したい。
91	B	6-2	「生き埋め者等の救出」の表現に違和感があるので見なおしてはどうか。	次のとおり修正したい。 救出するまで負傷者がどうかは分からないので「生き埋め者等」としてはいたが、生き埋め者という表現に違和感があるので「倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等」としたい。」
92	A	6-2	二つ目の「救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません」の部分については、主語に県民を入れてもいいのでは。第9章第1には自らの安全を確保するためとなっているので、隣人などの救助のためとは読み込めないと思う。救助は自主防災組織が単位になるということで、県民は入らないということか？救助の中でも、一人一人が持つべき知識や技術があるとすれば、県民も入れておいてはどうかと思う	意見をを受けて次のとおり修正したい。 地震発生時には、県民としても、救助活動が行うよう努める必要があるが、第6章第2は、救助活動を効果的に行えるよう組織での取り組みを推進することを狙いとして規定するものであるため、この部分では、県民が主体となる表現は、行わない。ただ、第9章第10の県民の備えでは、救助活動を行えるよう備える必要があるため、「地震発生時に自らの安全を確保するため」を「地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るため」とし、(7)を「その他自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るために必要な備え」に修正したい。 また、「事業者の備えの目的を「事業所内の人の安全の確保と事業の継続を行うため」を「事業所内の人の生命、身体を守り、事業の継続を行うため」とし、最終の号を「その他事業所内の人の生命、身体を守るために必要な備え」に修正したい。」
93	A	6-2	自主防災組織等の救助活動に対して、あらかじめ「必要な支援に努める」という書き方をしているが、資機材を用意してくれるのかなどの過大な期待が出てこないか。	次の考えから修正していない。 現在、県では、自主防災組織が行う資機材の整備や救助訓練などに支援している。3に規定する必要な支援は、資機材に限定したものでなく、訓練や情報提供なども含めた幅広いものである。なお、今後、県としてのさらなる支援は、費用や効果などを検討する中で、実現し実行していく。」
94	B	6-3	2項3項が道路の規制なので、1項の輸送の確保は、陸路を想定しているとしてイメ-ジできない。	次のとおり修正したい。 輸送」を「陸路、海路、空路による輸送」に修正。

NO	区分	章	意見の内容	対応案
95	A	6-3	交通規制が行われていない道路であっても、車両の使用を極力控えるよう努めなければなりません。」と記載しているがどうか。	次の考えから修正していない。 県民に、車両の使用を控えることを求めるのは、救急車、消防車等の通行を妨げる可能性がある場合」と限定しており、県民に理解を求めるために書いておきたい。」

第 7 章 被災者の生活を支える

96	A	7-1	第 1 項に「関連する事業者の協力を得る」との内容の記載は必要ないか？	次の考えから修正していない。 応急期には、がれきの除去などに、事業者の協力を得るケースもあるが、被災を受けた施設等を復旧する際には、公共工事として発注することになるため、事業者の協力を得るといふ形では記載しない。」
97	A	7-1	県が行う復旧活動に「社会秩序の維持等」とあるが、もう少し限定的なものにならないか。	次の考えから修正していない。 社会秩序の維持には、治安の維持や物価の安定、デマやパニックの防止など具体的内容が多岐にわたるので、そのままの記載としたい。」
98	A	7-1	県民の箇所「お互いが支え合い、助け合うように努めなければならない」とあるが、これを被災後の復興期の原則として、書けないか。	次の考えから修正していない。 復興期においても、当然、住民同士の支え合いや助け合いが必要であるが、必要となってくる時期は、被災生活で、様々な問題や心配事が増えてくる復旧期からと思われるため、第 7 章の被災者の生活を支えるに位置付けている。」
99	B	7-1	「災害廃棄物の撤去」は、個人生活や公共施設等の復旧の要になる事柄である上、対策を進めていく必要があるため、入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「ライフラインや公共施設等の被災施設の復旧」の後に「災害廃棄物の撤去」を追加。
100	A	7-2	自主防災組織と同様にボランティア組織の自主性、独立性をしっかりと据えておく必要がある。介入しないし下請けにならないように配慮する必要がある。	次のとおり修正したい。 骨子案では、一般ボランティアと専門ボランティアの役割を踏まえて表現しているが、同じ項目で記載しているため、一般ボランティアについても、専門ボランティアのように県が介入すると誤解される恐れがあるので、第 1 項第 2 項には「災害ボランティア活動への支援」、第 3 項には「専門ボランティアの活用」という見出しをそれぞれつけて、峻別したい。また、それに伴い第 7 章第 2 の「災害ボランティア活動」に「への支援」を追加し、より位置づけの違いをあきらかにしたい。」
101	B	7-2	専門ボランティアを活用する場面では、市町村や関係団体等との連携が必ず出てくるので入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 活用するための体制を、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ整備するとともに」

第 8 章 震災から復興を進める

102	A	8-1	復興については、やりたいことを考えたうえで、高知県としての定義を作ればよいと思う。今後、議論が必要である。	検討会で検討いただきたい。
-----	---	-----	---	---------------

第 9 章 震災に強い人や地域づくりを進める

103	B	9-1	県民の備えに、「応急手当に関する技術の習得」を入れてはどうか。	次のとおり修正したい。 「個人への研修も消防機関で行われていることから、(5)として追加することとしたい。」
104	A	9-1	(5)食料、飲料水、医薬品等の部分に「簡易トイレ」などは書けないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 「(5)に「生活必需品」を加えることと表現を見直し「食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬品等の確保」としたい。解説文の例示の中でトイレを記載したい。」
105	A	9-2	事業者(個人)の備えの一つとして、地震発生時に、農地や漁業施設等の被害が少ないようにすることも重要であるので、入れてはどうか。	次の考えから修正していない。 農地や漁業施設は、農業や漁業従事者が、事業を継続するために守るべき重要な資産であるが、その対象は業種ごとに違いため、骨子案に具体的に盛り込むと業種を限定してしまうことになる。このため、それぞれの事業者が、事業継続計画を作成する中で、必要な資産を守るための対策を行っていくべきと考える。そうしたことから、「(6)に事業継続計画の作成とその備え」を盛り込んでいる。」(関連項目 113, 114)
106	A	9-2	第 2 項「事業者が自主防災組織等が行う訓練等と連携することについて、努めなければいけません。」の方がいいと思う	次の考えから修正していない。 この項目は原則や方針を表す規定として記載しているため、そのままの表現としたい。」
107	A	9-2	事業継続計画(BCP)を具体的に例示してはどうか。	次の考えから修正していない。 骨子案で、BCPを分かりやすく表現するのは難しいため、解説文の中で対応したい。」
108	A	9-2	漁船、プレジャーボート等の係留における津波安全対策及び燃料の火災対策が追加できないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 事業者の備えとして、(8)に「木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理」を追加したい。」(関連項目 34)
109	A	9-2	事業者の備えとして(2)に「有害物、可燃物」を追加してはどうか。	
110	A	9-2	事業継続計画の作成と書いた時に、いつまでに作る必要があるかや、どういったサポートがあるかの記載が必要ではないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 事業継続計画の作成へのサポートについて、現状では、骨子案のなかに、具体的に、記載することは難いため、第 9 章第 8 の 1 に、「相談体制の整備」について追加し、どのような体制とするかは、今後、検討することとしたい。事業継続計画の作成は、骨子案で、努力規定としているので、ある期限までに作成を求めるのは困難と思われる。」
111	A	9-2	事業継続計画の作成への相談、援助などを規定してはどうか。	
112	A	9-2	(5)事業所の地震活動は、「防災活動」と表現したほうがよいのではないか。	意見のとおり修正したい。 「地震活動」を「地震防災」に修正。
113	A	9-2	(7)事業の継続「継続」だとは思いますが、現実的には「早期再開」ではないか。	意見を受けて次のとおり修正したい。 事業継続計画は、事業継続だけでなく、中断する場合には、早期に再開できるように、作成するものである。その意味からも、意見のあった「事業の継続」は、早期再開も含めて、事業継続計画と一体で記載することが適当と思われるため、(7)の「事業の継続を行うために必要な備え」を「生命、身体を守るために必要な備え」と修正するとともに、(6)は「事業継続計画の作成と必要な備え」と修正したい。」(関連項目 105)
114	A	9-2	(7)事業の継続を行うために必要となる備え」は、(6)の事業継続計画のことなので不要ではないか。	
115	A	9-3	自主防災組織の活動では、その地域のすべての人がスタッフではないと思うので、「参加・協力」とした方がいいのではないか。	次の考えから修正していない。 各地域で、南海地震への備えを進めていくためには、すべての地域で、すべての住民の参加のもとに、自主防災組織を結成し、活動していくことが必要であることから、主体的な意味から参加という記載としている。」

NO	区分	章	意見の内容	対応案
116	A	9-3	第4項 自主防災組織と他の団体との連携の目的を、「活性化及び継続させていく」としてはどうか。	次の考えから修正していない。 活動の活性化は、継続することにより実現することから、そのままの表現としたい。」
117	A	9-3	条例のなかで、自主防災組織にどこまで、どのように規定できるか、慎重に検討したい。	検討会で検討いただきたい。
118	A	9-4,5,6	自主防災組織等の規定で「要援護者の把握に努める」とあるのは管理的しくみに見えるので、要援護者の求めの観点から規定するべきであろう。単身の場合と、そうでない場合とで異なるのではないか。	検討会で検討いただきたい。
119	B	9-5	個人情報に関しては、管理や提供以外にも気をつけなければならない点がある。自主防災組織等、役員や組織規定があるところは、高知県個人情報保護条例の事業者の規定が係ってくるので、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」が適用できる。	次のとおり修正したい。 「自主防災組織等は、提供された災害時要援護者に関する情報を、高知県個人情報保護条例による指針に基づき適正に管理するものとします。」
120	A	9-6	骨子案は、この内容でいいが、災害時要援護者は施設利用をしている人も多くいるので、施設にいる要援護者について、「第4の災害時要援護者への啓発や支援」及び「第5の災害時要援護者の情報の把握と管理」の内容がどう関連するかを考える必要があると思う	次の考えから修正していない。 基本的には設置者が考えるべき問題であるが、災害時要援護者に関わるものが、どのような役割を果たし、互いに連携して取り組んでいくかについては、今後の要援護者対策や地域の取り組みのなかで、考えていくことだと考える。骨子案のなかに、具体的に盛り込む事項があれば、検討会で検討いただきたい。」
121	A	9-6	地域住民が耐震性の高い入所型施設に避難するケースも考えらるが、サービス再開に大きく影響する問題である。	次の考えから修正していない。 「地域住民が、社会福祉施設等に避難すれば、入所者の対応やサービスの再開に影響することもあると思うが、どのようにするかは、地域の実情も踏まえて、施設管理者と自主防災組織等が話し合ってルールを決める問題で、骨子案の中で一律に扱うことは困難と思われる。」
122	B	9-6	災害時要援護者が利用する施設は、社会福祉施設以外にもあり こうした施設では利用者の安全確保を図る必要があるのではないか。	次のとおり修正したい。 「障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は…」とする。また、それにともない第6の見出しを「社会福祉施設における利用者の安全確保」から「災害時要援護者が利用する施設の安全確保」に修正。
123	A	9-7	防災教育は、世代継承と防災文化の拠点と言う意味でも具体的コンセプトを提案するべきではないか。	検討会で検討いただきたい。
124	A	9-7	防災教育は、一時的なものではないので、「推進 継続」がよいと思う	次の考えから修正していない。 「条例に記載がある限り推進を続けるため、あえて継続という言葉を入れる必要がないと思われる。」
125	B	9-7	学校や保育所は、市町村固有の事務ではないため、公立の学校や保育所が多いからといって、防災教育を行う規定に対して、主語になりえないわけではないので、内容を全面的に見直してはどうか。	次のとおり修正したい。 「1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう地震防災に関する教育の実施に努めなければいけません。 2 県は、学校や保育所において、地震防災に関する教育が実施されるよう支援に努めます。」
126	A	9-8	情報提供する項目として、揺れ、津波、液状化、土砂災害、地盤沈下等としているが、揺れ、液状化エリアの特定は、地震動や津波の推定より簡単にできるが、土砂災害危険箇所はデータ不足であり、また、地盤沈下の特定は全く研究されていないため、表現の変更が必要と思う	次の考えから修正していない。 「情報の提供」の情報は、具体的なハザードマップだけでなく、過去の被害事例や災害の特性、災害発生時の避難行動など幅広く含むものであるため。」
127	B	9-9	人材の育成や活用のための連携の相手方が「市町村等」と記載されているが、行政機関以外の民間団体などの力も当然必要であるから、「社会貢献活動団体」を「等」に入れず明記できないか。	次のとおり修正したい。 「市町村等」を「市町村、社会貢献活動団体等」に修正。
128	A	9-10	推進週間には、第9章第3、4にあるような、自主防災組織が、ほかの組織などとの連携のための活動することも、意味付けすることで、より成熟した組織をめざすための週間とすることはどうか。	次の考えから修正していない。 「連携のための活動は日常的に行うことが望ましいことから、推進週間の行うべき事項として位置づけていない。ただ、実際の活動としては、推進週間内において、自主防災組織が複数集まって交流することや、先行事例の研修会を行うなどは有り得ると考えられるので、各地域で創意工夫して取り組んでいただきたい。」
129	B	9-10	南海地震対策の担い手として自主防災組織は重要なので、南海地震対策推進週間に取り組む主体として記載してはどうか。	次のとおり修正したい。 「県民、事業者等の南海地震対策への意識を高めを」県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め」に修正。

第10章 総合的な南海地震対策を進める

130	A	10-1	この条例に規定した内容を、PDCAサイクルに乗せ、推進していく仕組みづくりが大事である。	検討会で検討いただきたい。 「条例に定める内容の実効性を高めるために、行動計画を作成することを第10章として新たに提案させていただいた。内容について、検討会で検討いただきたい。」
131	A	10-1	条例に規定した内容をPDCAで推進していくことは極めて良い案だと思うが、PDCA + spiral up とすればもっとよいと思う	